

租税訴訟学会会員各位
実務家・研究者各位
報道関係者各位

租 税 訴 訟 学 会
会 長 山 田 二 郎
副会長 山 本 守 之
(研究・提言担当)

第 4 5 回研究会のご案内

当会の研究・提言部会では、次により第45回の研究会を開催しますので、是非ご参加ください。

記

- 1 日 時 2014年12月8日(月) 18:30~21:00
※前半が発表、後半が討論となります。
今回は開催、終了時間ともに30分遅くなっています。
- 2 場 所 : 弁護士会館2階 「クレオA」
〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館内
TEL : 03-3581-2207
- 3 テーマ 「租税実務における(課税)要件事実の関わり」
ー調査に生かす(課税)要件事実ー
租税法律主義の下では、課税するためには課税要件の充足が必要となります。このことは、訴訟や不服申立てだけではなく、税務調査の現場でも同じです。ところが、課税庁、税理士側においても、この課税要件の論争が少ないという現実があります。
調査終了時の説明の際の対応如何によっては、調査結果の内容が変わることもあります。
そこで、「課税要件」というものを改めて認識を深め理解することを目的として、本研究会を開催するものであります。
- 4 発表者 弁護士 木山 泰嗣 氏
税理士 都築 巖 氏
- 5 参加費 資料代 1,000円(当日徴収)
- 6 共 催 東京弁護士会、第二東京弁護士会税法研究会、
日本税務会計学会(東京税理士会)
- 7 協 賛 第二東京弁護士会研修センター

以上

※事前申込は不要です。

※本研究会は、東京税理士会の会則研修です。